

令和5年第3回竹原市議会定例会議事日程 第2号

令和5年9月11日（月） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 松本 進 議員

(2) 堀越 賢二 議員

令和5年9月11日開議

(令和5年9月11日)

議席順	氏 名	出 欠
1	平 井 明 道	出 席
2	村 上 ま ゆ 子	出 席
3	蕎 麦 田 俊 夫	出 席
4	下 垣 内 和 春	出 席
5	今 田 佳 男	出 席
6	山 元 経 穂	出 席
7	高 重 洋 介	出 席
8	堀 越 賢 二	出 席
9	川 本 円	出 席
10	大 川 弘 雄	出 席
11	道 法 知 江	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	欠 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 道面篤信

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
観 光 ま ち づ くり 担 当 部 長	國 川 昭 治	出 席
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊	出 席
建 設 部 長	梶 村 隆 穂	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	沖 本 太	出 席
教 育 委 員 会 参 事	富 本 健 司	出 席

午前10時00分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第2号を配付いたしております。この日程のとおり会議を進めます。

---

#### 日程第1

議長（大川弘雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の令和5年第3回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位1番、松本進議員の登壇を許します。

14番（松本 進君） おはようございます。日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

まず、第1項目めの質問は、本郷産廃場の撤去を市長の責任で取り組め、このテーマで市長に質問したいと思います。

三原市本郷町の産業廃棄物安定型最終処分場の建設をめぐる、広島県の認可手続に瑕疵があるとして、地元住民12人が広島地方裁判所に訴えた行政訴訟の判決、7月4日付、広島地裁判決は、地下水と水質の2点をめぐる処分行政庁——広島県ですが——の調査や審査及び判断の過程には看過し難い過誤、欠点があると認められるから、処分行政庁の判断に不合理な点があるものとして、その判断に基づく本件許可処分は違法として、住民側の訴えを認めております。

この判決は、広島県の産業廃棄物処理行政を痛烈に批判しています。本郷産廃場建設を認めない画期的な判決の内容です。広島県は控訴しましたが、断じて許されるものではないと私は考えています。

そこで市長に質問します。

この広島地裁判決は、広島県の産廃設置許可の手続は見過ごすことのできない誤りがあったことを認めて、その判断に基づく産廃場建設許可は違法だとして、広島県の産廃行政を痛烈に批判しています。市長は、この判決をどのように受け止めますか。

2点目に、広島県は8月2日、本郷産廃場浸透水の水質検査を実施しています。その検

査項目は、浸透水はBOD、CODと有害25項目、水路は生活環境9項目と有害25項目となっていますが、本来安定型産廃場の浸透水は水質の悪化、汚染が起きてはなりません。県の水質調査結果は、浸透水から泡や臭いなどの水質汚染が発生した原因、物質はどのように分析されていますか。その水質汚染源の撤去、除去をする具体的な施策、対応について伺います。

次に、市行政の第一義的な仕事及び責務は住民福祉の増進を図ること、地方自治法第1条の2に定めています。また、水道法の第2条は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることに鑑み、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならないと義務を定めています。

本郷産廃場の水源汚染の実態は明確です。市民の命と健康を守るために、産廃場の撤去を広島県に強く申し入れるべきと思いますけれども、市長の対応はどのようにされますか。

次に、私はさきの6月市議会的一般質問で、安定型産廃場廃棄物の指定5品目以外の混入防止、監視体制を伺いました。そのときの市長答弁は、廃掃法の規定では、廃棄物を埋め立てる前に展開して、許可品目以外の廃棄物の不着、混入がないかを目視による検査が義務づけられ、許可品目以外の廃棄物は埋め立てることができませんということでした。

本郷産廃場の実態は、法に基づく展開の目視検査では5品目以外の混入防止は不可能ではありませんか。住民の不安や怒りを解消して、住民の命と健康等を守るために、井戸水、飲料水などの水源の上流には安定型産廃場を造らせないこと、早急に広島県に本郷産廃場建設中止、撤去を求める以外に水源汚染を防止することはできませんと考えますけれども、市長の認識と対応をお聞かせいただきたい。

2点目の質問項目は、民意の反映と学校統廃合問題について質問します。

6月22日の総務文教委員会で、市教育委員会が取り組んでいる北部地域の市立学校統廃合に関する学校運営協議会、保護者、地域への説明会が報告されました。

私は、保護者の出席率、説明内容の周知徹底、理解と合意形成など、説明会の在り方を質疑いたしました。教育次長の答弁には、各学校の出席率は算出していません、こういった発言がありました。

市立学校統廃合問題は、第一義的に子供、保護者、地域住民の学校教育、社会教育問題はもとより、地域の共同社会の衰退、崩壊に関する重要な問題であり、竹原市の人口減少

を加速させかねません。

そこで教育長に質問します。

まず、保護者の説明会の出席数は、東野小学校18名、仁賀小学校6名、大乘小学校28名、賀茂川中学校12名、荘野小学校の14名です。各学校の保護者総数と出席者率はどのようになりますか。

また、地域住民の説明会は、東野小学校区地域の出席者数は42名でした。その他の予定として、仁賀小学校区地域、荘野小学校区地域、大乘小学校区地域が予定されています。4小学校区地域の説明会は、地域住民の出席者数、対象地域住民総数と出席率はどのようになっていますか。

次の質問は、市教育委員会、竹原市の行政執行で必要なことは、各施策を関係者に十分に説明して理解と合意を得ることは大前提であり、民主主義のイロハであります。文科省の手引、2015年1月27日付、この手引は学校統合の適否に関する合意形成の基本的な考え方を、学校統合の適否を検討する上で、地域住民や地域とまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、理解や協力を得ながら進めると指摘しています。

北部地域の学校統廃合の説明会状況、保護者、地域住民の出席状況を踏まえた学校統廃合の合意形成の在り方をどのように認識されていますか、市長と教育長の明確な答弁を求めます。

次は、児童生徒数の現状と課題についての質問です。

市教育委員会は、2022年度、1,300人の児童生徒数が、2030年度には952人、2040年度には669人に減少するとしています。この竹原市の人口推移は、社人研——国立社会保障・人口問題研究所——のデータを根拠にしています。

私は、2月2日の総務文教委員会で、竹原市総合計画等の各施策は竹原市人口減少を抑制する取組です。なぜ竹原市の総合計画等施策に基づく人口推移の児童生徒数をベースにしないのですか、市長と教育長に伺います。

次に、北部地域、大乘小学校の小中学校統廃合に伴うコスト削減効果について伺います。

北部地域の3小学校と1中学校及び大乘小学校の現在の職員数と統廃合後の教職員数及びそれに伴う削減効果額はどのようになりますか。

次に、現在の北部小中学校4校及び大乘小学校の施設維持管理費の3年間の推移は幾らになりますか。

5点として、次の質問は、市教育委員会の説明は学校統廃合の根拠に小規模校の課題があるとしています。

私は、昨年9月議会の一般質問で、小規模校が子供に与える影響の科学的な根拠をたどりました。教育長は、社会性やコミュニケーション能力を育成するための環境は、特に科学的根拠は承知していませんとの答弁でした。科学的な根拠がない小規模校の課題を学校統廃合の根拠に説明すれば、保護者や関係者の不安をあおるだけではないでしょうか。

そこで教育長に質問します。

一定の集団規模とは1学年何クラスなのか、1学級何人が必要とお考えでしょうか、伺います。

3番目の質問項目は、竹原市所有林の適切な維持管理についてです。

私は、市が所有する竹林、竹やぶに伴う住民の要望を市担当者に届けて、対応を求めてきました。市が所有する竹林の近隣住民は、竹の葉が屋根に降り注いでといを詰まらせる、住宅敷地内に葉が落ちて大変困っている、竹林を伐採してほしいという要望でした。

市は、緊急にといの竹の葉を取り除いたり、一定面積の竹林の伐採を実施されました。しかし、竹林伐採後も屋根のといに竹の葉が詰まっており、家屋に影響のある地域全体の竹林の伐採を強く求めています。この要望には竹原市は対応しておりません。

これまで住民自らがといのつまりを除去、清掃してきましたけれども、高齢者となり、屋根のといまではしごを登り作業をすることが困難になっています。けがや事故が起きれば大変です。

そこで市長に質問です。

現在、竹原市所有林の面積、場所はどれくらいありますか。その市所有林の伐採等の維持管理費、3年間の経費と伐採面積はどのように実施されていますか。また、森林環境整備に伴う税収等の総額は幾らですか。

私が調べた市情報公開に伴う2021年度には、森林環境譲与税の使途は備品購入費に10万6,810円、竹原市森林環境譲与税基金に541万6,533円でした。

次の質問は、市所有林に伴う市民の苦情、要望（伐採等）、こういった件数とその具体的な対応、解決はどのようになっていますか。また、市所有林の維持管理マニュアルはありますか、このことについて質問をいたします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えいたします。

2点目の竹原市立学校適正配置計画についての御質問は、後ほど教育長がお答えいたします。

1点目の三原市本郷町の安定型産業廃棄物最終処分場に係る御質問でございます。

本年7月4日付の当該産業廃棄物最終処分場の設置許可処分に係る広島地方裁判所の判決につきましては、広島県が、判決においては許可基準の審査の過程において看過し難い過誤、欠落があるものとされたが、県としては法令にのっとり適正に審査したものと考えており容認し難いとして広島高等裁判所に控訴されていることから、その裁判の結果を注視してまいりたいと考えております。

次に、本年6月16日に広島県によって実施された当該産業廃棄物最終処分場に係る水質検査の結果、浸透水の水質が廃棄物処理法の基準を超過していることが判明しました。その原因としては、集排水管に堆積していた落ち葉や小動物の死骸などの有機物が降雨によって一度に排出されたことにより、BODの数値が高くなったものであると事業者から県へ報告されております。この基準超過に対する生活環境保全上必要な措置として、事業者が有機物の除去作業や集排水管の洗浄等を行った後、7月19日及び20日に広島県が改めて水質検査を実施したところ、BODが基準を下回っていることが確認されております。

また、廃棄物の搬入再開後の8月2日には、広島県が地域住民の懸念を踏まえた水質検査を実施しており、浸透水及び周縁地下水の基準への適合を再確認するとともに、あわせて周辺水路の水質についても環境基準に適合していることが確認されております。

本市といたしましては、広島県に対し、本年3月24日及び7月11日に三原市と連名で産業廃棄物処理施設の設置に係る環境配慮手続条例の制定や当該産業廃棄物最終処分場の適正な維持管理及び周辺の生活環境の保全等について要請を行ったところであります。

広島県においては、今後の対応として、浸透水、周縁地下水の水質については行政検査を充実強化し、基準を超過した場合には廃棄物処理法に基づき厳正に対応するとともに、周辺水路の水質についても当面調査を継続すると伺っております。

今後も、三原市と連携し、必要な情報収集や共有を図りながら、必要に応じて広島県に対して、当該産業廃棄物最終処分場への廃棄物処理法に基づく適正な監視、指導が行われるよう求めてまいりたいと考えております。

次に、安定型産業廃棄物最終処分場への安定5品目以外の混入防止についてでありま



す。

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令により、安定型産業廃棄物最終処分場においては、安定5品目以外の混入を防ぐため、展開検査の実施が義務づけられております。

また、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入がないことを確認するため、浸透水の水質検査が義務づけられており、基準を超えた場合には産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止、その他生活環境保全上必要な措置を講ずることとされております。

安定型産業廃棄物最終処分場の周辺生活環境の保全のためには、展開検査や水質検査の確実な実施及びその結果の公表など、法令に基づく廃棄物最終処分場の適正な維持管理が不可欠であり、そのためにも広島県における最終処分場に対する監視、指導を徹底して行っていただくことが重要であると考えております。

次に、3点目の竹原市所有林の適切な維持管理についての御質問でございます。

竹原市所有の山林につきましては、市内全域にわたり約960万平方メートルとなっており、他の普通財産と合わせた普通財産等管理に要する経費として、草刈りや樹木の伐採費用など25万円を予算計上しております。

森林環境整備を目的とした税金等といったしましては、まず国税である森林環境税を原資として市に配分される森林環境譲与税があります。森林環境譲与税につきましては、令和元年度から前倒しで配分されているところであり、本市における令和元年度から令和4年度までの譲与額は累計で約1,991万円であります。この用途につきましては、令和2年度までは基金に全額を積み立てており、令和3年度から森林経営管理制度に基づく人工林対策事業に着手しているところであります。

令和3年度における用途につきましては、議員お示しのとおりであり、令和4年度においては、仁賀町の人工林における森林集積計画調査等業務や集積計画に基づく森林整備として約430万円を支出しております。

今年度におきましても、引き続き集積計画の策定と人工林における間伐等の森林整備を実施する予定としており、約830万円の予算を計上しているところであります。

この森林環境譲与税のほか、森林環境整備を目的とした税金等といったしましては、県税であるひろしま森づくり県民税を原資として市に配分される森づくり交付金があり、本市においては例年約600万円から700万円の交付を受けているところであります。

この交付金を活用した森林整備事業につきましては、令和3年度において、東野町にお

ける減災・防災型森林整備事業や、田万里町、仁賀町における鳥獣被害防止バッファゾーン整備事業など、令和4年度においては、西野町、竹原町における減災・防災型森林整備事業や、田万里町、福田町における鳥獣被害防止バッファゾーン整備事業などを実施し、各年度の交付額を全額執行しております。

森林環境譲与税及び森づくり交付金につきましては、資源生産、国土保全機能、水源涵養機能、生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能を将来にわたって維持、発揮させることを目的に創設された制度であり、本市といたしましても、その目的に沿った各種事業を計画的に実施してまいりたいと考えております。

市所有の山林における伐採等の依頼は例年数件あり、具体的な維持管理マニュアルは定めておりませんが、倒木などによる危険性や緊急性が高いものについて、予算の状況を踏まえ、業者に依頼して伐採を行っております。これに加えて、枝打ちや除草などの簡易な作業については職員が直接作業を実施しており、限られた予算や人員の中で、可能な限り対応しているところであります。

以上、私からの答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 松本議員の質問にお答えいたします。

2点目の竹原市立学校適正配置計画についての御質問でございます。

各学校別で行った保護者説明会における保護者の方の出席状況につきましては、児童生徒数に対する保護者出席者数で申し上げますと、東野小学校が児童数19人に対し出席者が18人で、出席率が94.7%、仁賀小学校が児童数12人に対して出席者が6人で、出席率が50.0%、大乘小学校が児童数44人に対し出席者が28人で、出席率は63.6%、賀茂川中学校が生徒数53人に対して出席者が12人で、出席率は22.6%、荘野小学校が児童数63人に対して出席者が14人で、出席率は22.2%となっております。

次に、各小学校区地域別で行った地域説明会における地域住民の方の出席状況につきましては、東野小学校区が地域住民の方1,094人に対して出席者が42人で、出席率は3.8%、仁賀小学校区が地域住民の方243人に対して出席者が10人で、出席率は4.1%、荘野小学校区が地域住民の方1,771人に対して出席者が13人で、出席率が0.7%、大乘小学校区が地域住民の方1,746人に対して出席者が44人で、出席率は2.5%となっております。

各説明会における出席状況等を踏まえた学校統廃合の合意形成の在り方につきましては、学校統廃合の取組が立場や価値観の違いなどから市民の間で様々な考え方があるため、完全な合意形成を得ることには限界があると考えております。

教育委員会といたしましては、学校規模の適正化の検討はあくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきものであることが第一義的なことであることを、より多くの方に理解していただくことが必要であると考えております。

また、その上に立って、学校が地域コミュニティの核として、地域の交流の場等の機能を併せ持つことも事実であることから、こうしたことについてはコミュニティ・スクールの機能を活用することを前提として、今後設置する準備委員会の場で在り方を協議してまいりたいと考えております。

議員が示されている人口推計は人口ビジョンのものと思われませんが、人口ビジョンは各種施策の実施効果によって、目指すべき市全体の将来人口を推計した上で年少人口の割合を算出しているものであり、年齢別の人口推計は行っていないこと、さらに人口ビジョン策定後も少子化は進行していることから、国立社会保障・人口問題研究所の年齢別人口の推計を利用するほうがより妥当と判断し、その推計による学齢人口を学校適正配置懇話会に示したものであります。

次に、北部地域の3小学校と1中学校及び大乘小学校の現在の教職員数につきましては、東野小学校が8人、荘野小学校が13人、仁賀小学校が6人、賀茂川中学校が15人、大乘小学校が12人となっております。この人数は、管理職、教諭、養護教諭、事務職員の合計人数から、特別支援学級担任と加配教諭を除いた県費負担教職員数と介助員等の市費の会計年度任用職員数を合わせた人数であり、北部3小学校と賀茂川中学校を統合して新設を予定している（仮称）賀茂川学園の想定教職員数につきましては、県費負担教職員は20人ではありますが、児童生徒の状況により、この人数に特別支援学級の担任、加配等の教諭が加算されるものであり、市費会計年度任用職員につきましては、児童生徒の状況、学校運営等における課題を考慮し配置するものでありますので、現時点で配置数を推計することは困難であります。

また、大乘小学校の統合に伴う教職員数の削減数についても、同様の理由により、推計することは困難であります。削減効果額につきましても、県費教職員の人件費が学校ごとに公表されていないこと、また統廃合実施後の教職員数が確定できないことから、算定は

困難であります。

次に、各学校の運営や施設の維持管理に要する経常的な経費につきましては、東野小学校においては、令和2年度が約456万円、令和3年度が約303万円、令和4年度が約488万円、荘野小学校においては、令和2年度が約518万円、令和3年度が約565万円、令和4年度が約641万円、仁賀小学校においては、令和2年度が約371万円、令和3年度が約265万円、令和4年度が約372万円、賀茂川中学校においては、令和2年度が約598万円、令和3年度が約786万円、令和4年度が約808万円、大乘小学校においては、令和2年度が445万円、令和3年度が約500万円、令和4年度が約754万円となっております。

次に、適正配置を進める上で必要とされる一定規模の集団につきましては、国等から基準として示されたものはありませんが、学校教育法施行規則第41条において、学級数を12学級以上18学級以下を標準とするとされていることから、例えば小学校では1学年2学級から3学級が、中学校では1学年4学級から6学級が標準規模とされていると認識しております。

また、1学級に必要な児童生徒数につきましても、学級数と同様に、国等から基準として示されたものはありませんが、現在小学校で段階的に導入が進んでいる35人を1学級の定員上限として考えますと、例えば保護者の多くの方が希望されているクラス替えができるためには、1学年で36人以上いることが望ましいと考えております。

いずれにいたしましても、将来社会で求められる社会性やコミュニケーション能力等の資質を養うとともに、児童生徒間で切磋琢磨できる環境をつくるなどの教育的な観点を踏まえると、一定の児童生徒数が必要であると考えており、学校の小規模化は、必要な教職員が十分に配置されなくなることで学校運営が脆弱になることなどから、学校規模の適正化の推進は必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） それでは、本郷産廃場の問題から再質問をしたいと思います。

私は、最初に広島地裁、7月4日の判決の市の受け止め方、判決をどう認識するかということをお尋ねしました。そこで、広島県の産廃設置許可の手続は見過ごすことができない誤りがあったことを認め、その判断に基づく産廃建設許可は違法だと、これだけやっぱり明確に今の広島県の産廃行政を断罪と言っていいぐらいの厳しい判決が出ました。

この判決について、竹原市としては、手続上のどこが見過ごすことのできない誤りがあった、これ2点ありますけど、どのように認識されていますか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 判決に関する御質問でございました。

看過することができない過誤があるというフレーズにつきまして、これは竹原市としても重要な受け止め方をしているということにつきましては、先日議員さんのほうにお答えしたとおりでございます。その思いは今も変わっておりません。これから広島県に対しまして厳重な姿勢で臨んでいただけるよう、今後とも要望してまいりたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 私が今聞いたのは、手続上の見過ごすことのできない誤りはどこだったかということをお尋ねしたのです。それに対して答えてくれないこと自体が、竹原市の行政そのもののこの見方、対応にやっぱり問題があると。

これ新聞にちゃんと書いてあるのですよ。これは7月5日付の読売新聞ですけれども、1つはJABが、同組合が実施した生活環境影響調査について、処分場の最も近くにある民家にある井戸の調査をしていない。現況に対する十分な正確な把握が欠けている、だから井戸水の調査をJAB事業者そのものが、専門家の指摘に基づいてちゃんとしていないということがあります。

2つ目は、水質問題についても、農業用水など取水地点を調査地点にしていないなどから、不可欠な前提が欠けているということで、井戸水とか農業用水に対して、本来JABが調査すべきことをやっていないからおかしいのだよと。

それともう一つは、広島県についても断罪しているわけなのですよ。それはなぜかというと、JABが出した報告を、平たく言えばそのまま信用して報告している、それを県が信用して許可を出しているわけです。ですから、水質調査、井戸水や農業の調査をきちっとしなさい、それをJABはやっていない、やっていない報告を県が信用して認めているわけですね。繰り返しになるけど、そういった過ちのことに基づいて設置許可をした、これは違法なのですよとはっきり言っているのですよ、県は控訴しましたけれども。これだけやっぱり判決の内容が明確に示しているわけですよ。市長、何かありますか、そこは。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 先ほど御指摘いただいたことに関しましては、県のほうに

我々のほうからも伝えているという状況でございます、要望を繰り返している内容でございます。また、控訴の件につきましては、県のほうで判断されることですから、内容については差し控えますが、県の主張につきましては法令どおりの手続をしているという状況でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） この判決そのものは、本当に大切だと。なぜかという、JABの事業者が、平たく言えばとんでもないデータを出して、許可を得ている。広島県も、その間違っただけそのデータを信用して、許可をしている。だから、違法なのだよと言っている。この判決の内容にきちっとやっぱり対応しないと、今後今から質問する分についても明確にちゃんと答えてくださいよ。だから、今の事業者と県の実態はそうなのですよ、今指摘されたとおりののですよ。

ですから、次の質問に移りますけれども、この広島県の先ほど今報告がありました。6月16日に県も水質調査をされている。それで、基準値より高かったからいろいろ指導されて、あとまた許可を事業者が清掃とかで対応したから許可を出しているということに対して、本当にこれでいいのかなと、住民の方は怒っておられますよね。

それで、先ほど今答弁の中で、汚染の原因ということの中も触れられました。その汚染の原因で、事業者の報告では、集排水管に堆積した落ち葉や小動物の死骸など、有機物が降って云々、BODが高くなったと。この事業者は原因を落ち葉、小動物の死骸の有機物の影響だというふうに報告しているわけですね。広島県も同じ報告なのですか、それを確認したい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 今回のBOD等の数値が超えた部分につきましての原因といたしましては、今議員御指摘いただいたとおり、腐葉土であるとか小動物、それが原因であるという報告を事業者のほうからしております。その上で、その双方を撤去したことによって水質は改善されたということで、広島県において報告がされておりますけれども、県のほうもこの原因と解決策を認めた上で、許可を継続しているという状況であると認識いたしております。

議長（大川弘雄君） 松本さん、ちょっと待ってください。

傍聴人の方は着席をお願いします。

14番松本議員。

14番（松本 進君） 今、大切なことを言われたのですね。事業者の報告を認めると、汚染原因をね。落ち葉や小動物の死骸があって、それが降雨の影響でBOD基準値を高めた。これは調査場所は御存じだと思えるのですけれども、この調査場所、現地は私は行きましたけれども、あなた方は、市のほうは現地へ行って、どこにそういった泡が出ている、臭いがしたというのは確認をされているのでしょうか、そこをちょっと。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 現時点では、現場の確認はいたしておりません。三原市のエリアに入りますものですから、こちらからお伺いするということはいたしておりません。ただ、今後竹原の市民の方々にも影響が出る可能性があることから、我々は今取り組んでいるという状況でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） それではいけませんよね。三原市と協力して、三原市の本郷町でしようけれども、そこに行けばいいわけですから、許可を得て。なぜ行かないのですか。

私がもう一回確認したいのは、落ち葉とか小動物の死骸、私が調べたところは産廃場の浸透水が出る管がありました。そこから側溝のところに落ちて、そこから泡や臭いが出ていました。その期間といたら、産廃場における影響しか受けることはありませんよね。私、現地見たときは、落ち葉もそここのところに落ちるはずがないし、流れ来て多少はあるでしょうけれども、特に有機物に影響するのは小動物の死骸の影響、これがあると言っているわけですよ。あの排水管から側溝の距離なんかで、私が行ったところは小動物が落ちていたらすぐ分かりますよね、そんなことはありませんでしたよ。なぜ、あなたは現地を確認しないのか、それで、事業者が言っている報告をうのみにした、それはいけませんよね。裁判が批判したことと同じではないか、同じことを繰り返したらいけないと私は思いますけれども。

市長、今担当部課長がやっている、現地も行っていない、私が調査したときは浸透水の排水溝から側溝に落ちている、そここのところに泡が出ていた。その管は、落ち葉がそんなにたまっていませんでしたよ、何枚かあったかは知らないけどね。それと、小動物の死骸と、そういった影響で汚染していると言っているのですよ。あの排水溝から側溝まで、あったら分かりますよね、行ってみれば、私が行ったときは。そんな影響が、これを聞いて広島県もそうかなって認めていると今言うからね。事業者の報告のとおりだと言ったら、さっきの裁判の判決と同じではないか。

だから、市長、あなたの判断で現地へまず行かせるべきですよ。現地へ行って、本当にこの事業者が言っている排水溝から側溝のところまでに小動物があつて、影響が出るような状態なのかどうかを確認してから答弁してくれ。それもしないで、事業者の報告ではこうです、それを清掃しました、だから許可をしましたと、こんなことが許されるのですか。そこは市長が、大切なところですから答えてください。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

（14番松本 進君「あなたが答えてはいけないわ」と呼ぶ）

市民福祉部長（塚原一俊君） 先ほどの御質問に対する御答弁になりますけど、同じようなことになりますけれども、実際に腐葉土とそれから小動物、こちらの死骸があつたということで、県のほうも確認をされているところでございます。この部分につきましては、水圧等で撤去して、排水管をきれいに直したということ、そして小動物等の侵入を防ぐために、グレーチング等で排水管に入るのを防ぐなどの対応を取られたと確認いたしております。

いずれにしましても、こちらのほうで現場で確認したわけではございませんけれども、県のほうでそのように判断されたということでございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） さっきの裁判のことを最初に言ったのは、裁判所がいろいろ産廃場の手続上の問題として、事業者も悪いことばかり、素直に言えば、うその報告をしているよと、県もそのうその報告の下に許可を出したのだよと、それは見過ごすことのできない誤りだから建設許可を撤去しなさいと、許可は違法だよということを明確に言っているわけですね、それで県は控訴したのでしょうか。これ以上放置して、あなた方が現地へ行って確認もしないで、事業者の報告を県も追認したということでしょうけれども。私が見た限りでは、さっき私、具体的に言いましたよね、排水溝から側溝までちょっとしか距離がないわけだから。

そこを調べれば、泡が出た、臭いが出た、産廃場以外の外部からの影響でああいうことは起こり得ませんよね。小動物がそこにあつたら、ちょっとの距離のところにあつたら、その影響で腐敗して、下の水質が悪化しているというのなら分かりますよね、誰が見ても。しかし、私が行ったときには臭いがしたときもなかった。だから、確認しているわけです。



あなた方は現地を確認しないで、勝手に事業者や県が裁判と私は同じだと思いますけれども、そういったことを、忖度という言葉が今はやっているけども、見てから確認もしない。それで市長はいいのですか。どうか市長、ぜひそこはあなたが答えてください。

確認しないで、こういった小動物の影響で水質が悪化した、私は違うのではないかと明確に言っているわけですよ。まず確認するべきではないかと言っているのです、現地で。あなた、市長が行けばいいではないですか、部下を連れて、なぜ行かないのか。

(14番松本 進君「あなた、市長に答えさせろよ」と呼ぶ)

議長(大川弘雄君) 市民福祉部長。

市民福祉部長(塚原一俊君) 繰り返しになりますけれども、我々は現場に行っておられませんけれども、広島県や三原市と常に連携をしているところでございます。この内容につきましても、そういった中で広島県のほうで確認されたということで、我々は情報を得ております。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) 県の水質調査結果に私は大変、先ほど言った原因についての疑問があります。それと同時に、県の水質調査結果を見ると、産業廃棄物の法律の生活環境基準等に適合しているから再び埋めることを許したというふうになっていますよね。

これ、率直に私が聞きたいのは、安定型産業廃棄物の水質基準があります。この水質基準が基準値以下だから許可をしているわけですね。しかし、市民は、現地で私も聞いたら、産廃場ができる前の沢の水、山があってから、それでいろいろ動物の死骸が起こることがあるのでしょうか、やっぱり沢の水は手で酌んで飲めたおいしい水だったという表現をされました。そして現実には、産廃場ができる前から、今は特に産廃場ができて、こういった汚水が起こって、一番心配しているのは井戸水を飲まれる方が安全・安心なのか、これで大丈夫なのか、不安を感じるという率直な声が出されているわけですよ。

それで、稲作の米を作っている農業者の方も直接声を聞きました、県にも伝えました、そういった方が。今まで安全でおいしい水からできた米が自慢だった、あとは息子にもこれを引継ぎさせたいと。しかし、こういった汚染水が出て、現実に起こって、田へその水を引かなくちゃいけない、これで息子に安心して米を作れとは言えないと、何とかしてくれと、早く産廃場を撤去してくれという声が率直な意見ですよ。

ですから、ここでもう一回確認したいのは、県の調査では産廃法の基準に適合していた

から大丈夫だと。大丈夫だというのか、再び埋立ての許可を出している。そこで市長に伺いたいのは、基準に適合しているから、その産廃場下流域の住民、農業者等々、今までどおり井戸水から水を飲むことができるのか。農業用水を利用している方も、産廃場がないときのように、その水を使って安心して米を作る、こういったことができるのかどうか。県が産廃法の生活環境に適合している、この中身は私はちょっと違うのではないかと。安心して井戸水や農業用水や、竹原市でいえば水道水源ですけれども、安心して使えるのですか、そこを使えるか使えないかを確認しておきたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 井戸水についての御質問でございます。

現時点で、こちらの産業廃棄物処理場につきましては基準値以下ですね、基準値内に入っているということで、営業を続けておられるということと認識いたしております。

また、井戸水につきまして、三原市の話ではございません、竹原市への影響を考慮して、産廃場周辺の井戸水については既に水質検査を行っているという状況でございます。これは、将来的に竹原市のほうに影響があるということ想定いたしまして実施したものでございます、任意の水質検査でございます。今後とも、この事業者が水質基準を下回るような、範囲内に収まるような事業を続けていけるよう、県のほうでも監視していただき、環境に配慮したものにしていくよう、これからも要望してまいりたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私が質問したのは、県が水質調査をして、産廃法の生活環境基準等に適合している、だからまた埋立てを許可したということになっていきますね。それで、私は、井戸水とか水道水とかを農業で安心してこれまでどおり使えるのかということを行いました。

そこで、ちょっと別の角度から聞きたいのは、井戸水を飲む人もおられます、その汚染が心配だということがあります。井戸水や水道法の水質基準51項目ありますね、井戸水だったら10項目ぐらいあるのでしょうか。その調査項目と、この安定型産廃場の下流域の水質基準で、この基準値は同じなのですか。同じだったら、水が飲める、飲めない、判断はできると思いますが。安定型産廃場の下流域のあるいは地下水の水質調査の基準があります。それと飲料水、井戸水、水道水、その51項目、これと同じ水質の基準でチェックするのですか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） ただいまの御質問でございますけれども、水道水のほうはちょっと基準は分かりませんが、産業廃棄物のほうにつきましてはBODとCODですね、こちらのほうにつきましては月に1回以上報告しなければならないということになっております。また、それ以外ですね、BOD、COD以外のものにつきましては、25項目ですか、有害物質に関する25項目について、年に1回以上報告しなければならないという定めがあります。先ほどの水道水の基準とは違うと思うのですが、現時点では産業廃棄物処理場に関する基準値はクリアしているという内容でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 水道法や井戸水の水質基準と、この安定型産廃場の水質基準というのがあります。これが同じなのかどうかを確認しました。しかし今、その答弁がありませんでした。

飲み水のほうは、井戸水もですけども、大腸菌とか一般細菌のチェック項目が必ずあります。水道法もちろんあるのですけれども、水道法はまだ51項目とありますけれども。それと、大腸菌や一般細菌の井戸水や水道法にはあるけれども、この安定型産廃場の水質基準にはチェック項目に入っていないわけですね。これで、やっぱり安心して飲めるというのですか。

安定型産廃場の水質基準、今25項目とかBODを言われましたけれども、これを調べているわけですね。この調べる基準の中には、大腸菌とか一般細菌はチェック項目にならない、しかし飲料水とか井戸水はある。これで、やっぱり飲めるのですか、基準値以下でも。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 繰り返しになります。水道水につきましては、基準というものはちょっとよく分かりませんが、今回県が判断した基準については、産業廃棄物処理場に関する基準値を示されたものでございます。これに合致しているものと考えられますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 今、担当部長はそういった答弁なのです。私、市長にお尋ね、確認しておきたいのは、全部水道法の水質、51項目の分を全部今言いなさいということ、一言も言っていません。県が調べた産業廃棄物の水質基準に基づいた結果は出されています。そのチェック項目には、飲料水で必要な、水道法で必要な一般細菌や大腸菌の項

目は入っていないと、これで飲めるのかどうかということを私は聞きました。それについて、もう一回、市長にお尋ねしたい。

それと、例えばカドミウム、この産廃場の基準値は確かにあります。この産廃場の基準値は確かにあって、水道法の基準値と比べたら、産廃場の基準値が33倍も高いのですよ、濃度が。これで飲めるのですか。県が生活環境は基準値以下をクリアしていると。私は、この水道法に比べたら、産廃場カドミウム、基準値は水道法の基準より33倍も高い数値になっている。これをクリアしたとしても、常識的には飲めないのではないかと、ましてや大腸菌や一般細菌のチェック項目はない。私は、飲めないのではないかと、安心してね。市長はどう考えますか。県がクリアしている基準値を産廃場がクリアしているから大丈夫ではないか、飲めるのではないかというふうにお考えなのでしょうか。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 水道水として使えるかどうかという御質問でございます。

現時点で、その内容につきましては把握いたしておりません。県のほうと連携しながら確認をさせていただきたいと考えます。議員おっしゃるような感じで、これが飲み水に適さないであるとか、そういったものがあるような場合は、直ちに水質検査を行うといった要望もこれから行っていきたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） それと、水質に関わる分でお尋ねしたいのは、本来私はそういった飲み水とかそういう基準値よりは安定型産廃場の基準値が高いから飲めないというのは、はっきり指摘しておきたいと思います。

それと、私は壇上で市の行政の責務といいますか、これをいろいろなところで引用しますが、あえて今回も紹介しました。1つは、行政の責務として、住民の福祉の増進を図ること、これは法的に地方自治法の第1条の2に書いています、示しています。水道法の第2条のことも指摘しました。水源が貴重な水源であるから、この周辺の清潔保持とか、必要な対策を講じなければならないという行政の責務を紹介しました。

それと、竹原市も2007年には、こういった竹原市環境基本条例をつくりました。これは市長、あなたが当時のときにつくっているわけですから、まさか知らないとは言えないと思うのですけれども。こういった2007年12月に竹原市の環境基本条例をつくりました。

そして、この基本条例に基づく竹原市環境基本計画、具体的にこういった環境を守ろ

う、水源でいえば水源を守ろうということが書いてあります。ですから、これも2010年に市の環境基本計画をつくった。基本条例、基本計画をつくった、あとは水源保護条例を市としてつくる必要があるということをいろいろ指摘してきました。

そこで、市の重要な責務について答弁がなかったものですからお尋ねしておきたいのですけれども、この法令を守ってやってきたけれども、現実にはこういうことが起こったということで、竹原市としては、この法律を守ってもらうことが重要だということの繰り返しの答弁だけでは、水源汚染、井戸水の水、これを汚染から守ることは私はできないのではないかと。ですから、水道法とか地方自治法の根拠にして、今すぐ水源保護条例をつくる必要があると。市としてつくる必要があるということについてももう一回確認しておきたい、市長のほうに確認をしておきたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 条例の話でございます。

今回の事情は三原エリアということもありまして、竹原市の条例等が及ぶところではないものでございます。ただ、将来的に竹原市のほうへも影響が想定されることから、今現在、私たちは行動しているという状況でございます。行動の内容につきましては、市域外のエリアであるということから、三原市との連携を取りながら、県のほうへ3月と7月に要望活動を行っているという状況でございます。できる限りの範囲内で、環境を守るための制度につくり替えていきたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） ぜひ早急に水源保護条例はつくっていただきたいのと、当面やっぱりすぐ対応できることが私はあると思うのです。それで、先ほど産廃法令と現実との関係の対応を聞きました。

前回、前の6月議会で聞きましたけれども、安定型産業廃棄物処分場の指定5品目について言いました。それで、この指定5品目以外の混入はいけませんよということで、目視の展開検査をやっていると。あるところは全部やっていないという意見がありますから、それもやっぱり確認しなくちゃいけない、市として確認してほしいのですけれども。こういった法令に基づく展開検査、目視検査で、これをやれば、確認したいのは、法に基づく目視による展開検査、産廃場に埋めているときの展開検査をやって、5品目以外の混入防止、これをやらなくちゃいけない。これは現実に対応できるというふうに市は考えておられるのか、そこを確認しておきたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 展開検査についてでございます。

安定型の産業廃棄物最終処分場につきましては、これが義務づけられているというものでございます。ただ、展開検査に関しましては、技術管理者ですね、例えば技術士であるとかそういった資格を持った方、そしてその分野にたけた方という方々が、現場監督といった形で従業員の方の指導を行っているという状況でございます。その上で、目視による展開検査を実施しているということで、法令の定めのとおり実施されているものと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） その展開検査を全てやっているかどうかというのは、やっていないというのが住民の方の調査でもいろいろありました。それは県に、自分たちも、市としても確認してもらいたいと思いますけれども。

1つは、法に基づく5品目以外の混入、付着の防止のチェック、これはやっぱり付着なんかは、誰が考えても目で見てなかなか困難ですよ。現実問題としては、広島、上安町などのところのいろんな、あれも法に基づいてやっていると思うのですが。上安町とかといういろんな現実に関しても今回の場合も汚水が起る。浸透水の排水溝の直下では、そういう臭いや泡とかいろいろ汚水が起るとというのが、私は小動物とか影響はないというふうに思うのですけれども。しかし、県は産廃場そのものの影響についてははっきり言わずに業者の報告をうのみにされている、ここにやっぱり大きな問題があると思うのですね。

それで、指定5品目についても、率直にもう一回聞きたいのは、例えば実施したとして、5品目以外の付着、混入、これで実施すれば防止できるのかどうかを、もう一回確認しておきたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 先ほどお答え申しましたけれども、技術管理者というものを置くようになっておりますので、専門的な視野から確認を行っているというところでございます。

また、できるかできないかという御質問でございましたけれども、確認しましたところ、全国で約1,600の最終処分場というのがございます。そのうち約950が安定型、いわゆる三原にございます産廃処分場と同じでございます。処分場の約6割を占めるのが安定型と言われる内容になっております。そういったところで、実際に展開をされて

おって、違法状態ではないということから見れば、そういった目視による展開検査というのは機能していると考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 機能しているというのは、目視でも指定品目以外の混入を、付着物を含めてチェックできるという答弁かなと思うのですけど。

それと、もう少し現実を見て、展開検査もしないで埋め立てるということも情報としてありました。それと同時に、もう一個、展開検査をやったとしても、なかなかやっぱり現実にJABとか今回の本郷の汚水、これは例えば広島市のJAB、これ前に聞いたこともあるけれども、現地の確認をされていないということですが、本来あれだけやっぱり長年にわたって産廃物を埋めて、物すごい悪臭や臭いがするわけですよ。ですから、本郷の場合も今のうちに止めないと、本当に大変なことになると。さっき言った市民の命と安全を守ることができない、住民の不安を解決することはできないというふうに思います。

これで、市長にこの件でお尋ねしたいのは、現地も確認しないで、いろいろ県がこうだ、ああだというふうなことを答弁されるというのが中身でした。まず、現地に確認して、地域住民の方の声はどうか、これを聞いて、竹原市としてもよそごとではなくて、竹原市へも影響が出る同じ事業者ですから、同じ場所ですから。遅いか早いかというのがあるでしょうけども、近々それは影響があります。ですから、市長として、まず汚水の現地を確認して、地域住民の声は何が一番問題なのかと、これをやっぱり聞くべきではないか、現地へ行って聞いてくださいと、これについて市長、約束できませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

（14番松本 進君「あなたじゃない、市長が答えてくれないといけない」と呼ぶ）

（「市長が答えろ」と呼ぶ者あり）

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

誰ですか。

（14番松本 進君「市長が答えてください」と呼ぶ）

傍聴の方、発言はできません。静粛にお願いします。

市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 現地自体には行ってはおりませんが、我々は常に広島県と三原市と連携を取っている状況でございます。必要であれば新しい情報等確保する

必要があればお伺いしますけれども、こういった日々の業務の中で三原市、広島県と連携しております。よろしくお願ひいたします。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 次の質問をしますけれども、ここで聞きたいのは、私は市長に……。

議長（大川弘雄君） 議長が決めますから大丈夫です。

14番松本議員。

14番（松本 進君） あなたもちょっと配慮してくれないといけないよ、対応してくれないと。私は市長に現地へ行けるかどうか、ぜひ行くべきではないか、これを求めているわけですよ、市長の発言を。何で部長が発言しなくてはいけないのですか。

議長（大川弘雄君） 市長の代理で部長が発言しておりますので、部長の発言は市長です。

（14番松本 進君「代理ではないよ、ここに市長がいるわけだから。直接私が質問しているわけよね」と呼ぶ）

それは議長が決めますので、松本さん、次の質問をしてください。

（14番松本 進君「議長は何であなたが配慮しないのか、市長に答弁させないのですか」と呼ぶ）

いいですか。

（14番松本 進君「ちゃんと市長にさせてくれよ、だから」と呼ぶ）

市長が答弁します。

市長。

市長（今榮敏彦君） 冒頭から議員の質問に対して竹原市の考え方を述べております。

部長が答弁申し上げましたように、この案件は三原市に設置される施設の三原市への影響に関して今様々な状況があり、それに対して冒頭御答弁申し上げましたとおり、三原市長と同行しながら県庁にも出向き、様々な地元の声も届けさせていただいているところがあります。

様々なお考えもおありだと思いますけれども、現時点では三原市及び三原市長としっかり連携を取りながら、この案件について対応してまいる所存でございます。

いずれにいたしましても、広島県にはしっかりと監視、指導を徹底していただくよ



うにこれからも毅然として臨みたいというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） ぜひ行って調査すると、この一言がなぜ発言できないのか。再度要請しておきたいというふうに思います。

それで、次の質問に移りたいと思うのですが、次は学校の統廃合問題で、私はこれだけ大きな大切な問題ですから、まずは保護者の総意といいますか、地域住民の総意といいますか、これをいかに吸収して対応するか、いろんな、この統廃合だけではないけれども、それは基本中の基本ですよ。それで、私は保護者の出席率のことをお尋ねし、地域住民の方の出席、統廃合に関する出席率のことをお尋ねしました。

答弁があったけれども、私は出席率のことについて地域住民との完全な合意形成を得ることは限界があると、完全な合意形成というのは私は求めているわけじゃないのですよ、一言も。文科省が指摘しているような統廃合をやるかやらないか、適否について大きな影響を与えるから、教育関係のものは大きな影響を与えますけれども、それと同時に地域の協働社会に大きな影響を与える。ですから、これまで地域住民との協力関係は不可欠な問題だということですから、地域住民の総意として統廃合はしょうがないなということと私は違うのではないかと。例えば、地域別の出席率を見ると、東野小学校では地域住民全体の対象住民に対して42人、出席率で見ると3.8%の出席率しかない。仁賀小学校は4.1、荘野小学校に至っては0.7、大乘小学校では2.5%の地域住民の出席しかない。

この出席率というのは、文科省が指摘している合意形成、説明して住民の理解を得る合意形成、この出席率、これでいいのかどうか、まず教育長が、あなた答えてもらえませんか。この出席率でいいのかどうか。文科省が指摘している合意形成の基準なのかどうかを教えてください。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 地域説明会、保護者説明会に対する出席率に関する御質問をいただきました。

昨年12月に適正配置計画の策定をいたしまして、学校運営協議会、保護者、地域と順次説明会の開催をいたしまして、その中で適正配置計画の概要でございますとか目指すべき教育の方向性、またコミュニティ・スクールを中核とした義務教育学校づくり、そういったことを御説明を申し上げて、御理解、御協力を求めてきたところでございます。

その説明会の中では冒頭の教育長の答弁にもありましたような、多様な意見がございました。とりわけ保護者の方が児童生徒に対する非常に心配されていることとございますとか、地域の方も地域コミュニティの継続という観点でかなり心配をされているということとございます。

こうした御意見を我々民意と捉えておりますし、今後準備委員会を開催して合意形成を深めていくという取組をしていくわけとございますが、その中でもかなりの御意見でございますとか御要望等があると思います。そういったものにしっかり耳を傾けながら合意形成に向けて取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） ですから、教育長にも確認を含めて聞きたいのは、先ほど言った小学校ごとの地域住民の出席状況、これは極めて低いというのが私の見方なのですがね。これは文科省の手引が——文科省の手引も統廃合を前提にした内容なのですけれども——その中でも少なくとも地域住民の理解を得ながら前に進める必要があるということと、合意形成の基本的な考え方を示していますね。ですから、再質問としてこの出席状況を、今数値を言いました。これは極めて少ないから、まだ説明会を十分にやって文科省の指摘するような合意形成を図るといような理解をしていいのかどうか。それと同時に、それと関連するのは、学校の適否のときには将来ビジョンも示して、例えばこの学校がなくなった場合はこの地域の将来の見通しはこうなるのですよと、その中にこういう対策や市民の要望はどうですかと、そういうことをきちっと聞いたりビジョンを示すことになっています。

竹原市はこれまで説明会をしてきたのだけれども、一つの例でもいいですけれども具体的な、廃校した場合の将来ビジョン、これをどういったビジョンを説明してきたのかという、その具体的なビジョンを、ある地域はこういうことをしました、こういうビジョンを示しましたということがあれば教えていただきたいということと、さっき言った合意形成は極めて地域の住民の出席率が少ないから、もう一度説明会あるいは合意形成、総意を得るために説明会を開くといような理解でいいのかどうかを聞きたい。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 合意形成を得るための人数的なものが文科省が発出しております適正配置・適正規模に関する手引の中で示されているかどうかといったら、

具体的な人数まで示されておりましたが、しっかり御理解、御協力をいただくということは十分必要だと思っております。したがって、先ほど申し上げましたように準備委員会の中で、しっかり声に耳を傾けながら、どこまで御要望にお応えできるかというところはまだ分からない部分がありますが、しっかりとそこは考えていきたいと思っております。

それと、将来ビジョンにつきましては現在まだ示したものではありませんが、そこについては課題を地域住民の方、保護者の方としっかり共有しながら、こういったビジョンをそれぞれ考えればいいのかということからしっかり話をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 一番地域住民の方が、学校が地域からなくなって、その地域はどうなるのかな、懇話会のところにもありましたけれども、地域社会が衰退すると協働コミュニケーションが崩壊するというような指摘もありました。ですから、それだけ心配しているわけですね。ですから、こういったビジョンはそのときに同時に説明をして、それではなくなってもこういったビジョンがあるのか、こういった施設がこういうことをやるのか、それなら仕方がないかなというような理解や合意形成の拡大、広がるということが、私はそれが行政の在り方の本来の姿だと思うのです。

ですから、今御答弁があったビジョンは示していないと、これから合意形成の図り方も今度は協議会からやるというので、これはこういった統廃合を前提にした次のステップになりますからね。私が今の説明会の際にこういった統廃合の適否、教育委員会としてはこうしたいというのは提案をきちっと説明をして、地域住民にも説明してやらないと、結果としてはこれだけ低い出席率でこのまま押し切った場合は、本当に地域住民のコミュニケーションなり協働社会が崩壊する、人口減少を加速させることだけははっきりしています。

ですから、このことについて市長が何か考えがあれば、地域ビジョンを示して、この低い地域の出席率が少ないから竹原市行政としても教育委員会と一緒に合意形成を図るよというような理解でいいのかどうかを市長にも。

議長（大川弘雄君） 教育長でしょう。

教育長。

教育長（高田英弘君） 学校の適正配置については、教育委員会のほうが地教行法でいた

だいている権限がございますので私のほうで説明させていただきますと、先ほど松本議員おっしゃっていただいたように、多様な意見がある中で満場一致はなかなかできないというふうに、完全を求めているのではないのだというふうにおっしゃっていただきましたけど、まさにそうであろうと思いますし、合意というのは賛否がある中である一定の時間の中で一人でも多くの方がこれだったらいいなど、みんなの意見をすり合わせていくあるいは調整していく、そういう営みが大事なのだと思っております。

そういう中におきまして、先ほど出席数のことをおっしゃっていただきましたけれども、私は出席率をもって合意形成の有無、有効性等云々を判断することは非常に困難ではないかなと思っております。地域住民の方の出席行動の有無についてはそれぞれ個別具体の御判断があるのだらうと思いますし、そのことを私のほうで背景や理由を推測で申し上げることはできませんが、少なくともそういう中において、教育委員会として竹原市立学校適正配置計画の説明会を、まず学校運営協議会の皆様、そして次に保護者の皆様というふうに積み上げてまいりまして、そして地域住民の皆様に対して行いました際には、その時点その時点での御意見とか御要望をお持ちの方については、おおむね御出席いただき御発言をいただいたのではないかなと受け止めるのが自然ではないかなというふうに思っております。

そして、説明会でございますから時間設定はしましたけれども、開始時間には間に合わず遅れて来てくださった方もいらっしゃいます。本当に感謝を申し上げますが、そういう中においても決して時間を切って打ち切るとかということはせずに、時間を延長して御出席の皆様の御発言等についてはしっかり出していただき、また教育委員会として議論できる部分については議論もさせていただきました。

したがいまして、そういったところの御発言の内容でありますとか、今後準備委員会でそういったことの御意見を大事に取り上げさせていただきながら、しっかりとこれから、議員おっしゃるようにビジョンを、ビジョンというのは教育委員会として言えるのはコミュニティ・スクールを前提として地域を活性化することを考えましょうというのまでは言っているわけでありますから、そういうことをしっかり大事に討論、議論をしていきたいと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） これはまちづくりに関わることですから、ぜひ市長のほうにも発言を求めておきたいと思うのですが、私はこういう統廃合の分は教育委員会としてこうい

う提案をしている。それで、出席率が一番分かりやすいから一つの大きな指標ですよ、客観的な。これでは小学校区の説明会で出席率が一番高いところでも地域住民の対象の4.1%ですよ。大多数の方がそこに参加していない。口伝えとかいろんな分で情報が伝わるかもしれないけれども、少なくともいろんなビジョンを示す、そして少なくともこの合意形成を周知徹底する、これは極めて少ないのではないかと、もう少しやり直す必要があるのではないかということについて、市長の考えを求めておきたい。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 教育長が申し上げたとおり、出席率、人数について、それをもって直ちに何かを判断するということはないというふうに私自身も考えておりますけれども、いずれにしても、地域にとって学校というものが果たしてきた機能というのがございます。その中で、今後求められるありようでありますとか求められるものというものを、先般の東野保育所の件でもお話をさせていただいたと思っておりますけれども、地域の皆さんの声をしっかりと聞き取る中で、各地域地域どのような形を求められ、また行政として何をどのように対応できるかについてしっかりと議論をする中で、この適正配置の検討、そして住民理解、または今後のありようについて定めてまいりたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 以上をもって14番松本進議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、堀越賢二議員の登壇を許します。

8番（堀越賢二君） それでは、令和5年第3回竹原市議会定例会一般質問をいたします。改進黨の堀越賢二です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、2点質問をいたします。

まず1点目に、樋門管理の現状と今後について伺います。

今年度においても安心・安全な市民生活のため、緊急自然災害防止対策事業として予算化され樋門の整備がされているところですが、機能強化や設備更新は多額の費用が必要となりますので、有利な財源を活用しながら確実に実施していかなければならないことは理

解できます。

しかしながら、災害が大規模化し、想定外の事態が日本全国で発生している現状があり、生活に直結するこの樋門の管理は重要性を増していると思います。適切な樋門管理をし、洪水や水不足などのリスク管理をすることで水資源の効率的な利用や災害リスクの低減が可能となります。

現在、竹原市が管理している樋門の数をお伺いします。また、その内訳として開閉が自動化されているもの、手動で行われているものを伺います。

2点目に、竹原市立学校適正配置計画についてです。

今回の質問は、前回から今日までに開かれた地域での説明会についてお伺いいたします。

説明会において、地域の方々、保護者の方々などから様々な意見がありましたが、竹原市教育委員会としてどのように受け止め説明をされたのかお伺いします。

説明に対して質問者は納得して受け止めておられたかといえばそうでないケースもあったように思います。大乘小学校区においては北部地区と違った側面もあり、学区内から義務教育学校の学び舎がなくなることで起きると想像される地域でのコミュニティの減退や、どうしても児童やその家族の不安や負担が現状より増えることへの不満や心配があると思います。今後、準備委員会が設立され、その協議の中から意見などを吸い上げ、よりよい環境を整備していくことになるのだと思いますが、その準備委員会がよりよい状態で機能するためには教育委員会において柔軟かつ適切な介入が必要だと考えます。

今後の準備委員会のスケジュールを含め、関係者の安心度が上がる対応についてお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 堀越議員の質問にお答えいたします。

2点目の竹原市立学校適正配置計画についての御質問は、後ほど教育長がお答えいたします。

1点目の樋門の管理についての御質問でございます。

本市の沿岸部の大部分は標高の低い平たん地で、干満差が最大およそ4メートルもあることから、常時は陸地から雨水等の排水を行い、潮位が高い時期には波浪や高潮から浸水

被害を防止できるよう、多くの箇所で樋門施設を設置しております。

こうした樋門施設が本市には全体で21か所あり、そのうち手動で開閉する施設が16か所、市民の方へ管理を委託している施設が12か所あります。これらの樋門については、地形条件、降雨、潮位特性を踏まえた上で操作する必要があることから、地域に精通した方へ施設管理を委託してまいりましたが、受託者の高齢化などにより後継者不在となり、市が直営で管理している施設も出てきております。こうしたことから、管理人の負担軽減につながる対策として、自動運転化や遠隔操作、監視カメラの設置等の機能強化に加え、堆積土砂の浚渫など必要な改修に取り組んでいるところであります。

引き続き安全・安心な市民生活のため、管理人の方々の御意見も踏まえながら適切な施設管理に努めるとともに、将来にわたり施設の安定的な運営を行っていくための管理手法の検討を行ってまいります。

以上、私からの答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 教育長。

教育長（高田英弘君） 堀越議員の質問にお答えいたします。

2点目の竹原市立学校適正配置計画についての御質問でございます。

昨年12月に竹原市立学校適正配置計画を策定後、統廃合の対象となっている学校区の地域において5月22日から7月26日の間に説明会を開催し、計画の概要や目指すべき教育の方向性、コミュニティ・スクールを中核とした義務教育学校の設立等について説明を行い、理解と協力を求めたところであります。

各地域で開催した説明会において出席者から出された主な質問や意見につきましては、学校がなくなると地域が寂れてしまう、これまで行っていた地域行事がどうなるのか、一定規模の集団とはどのくらいの人数なのかなどの多方面にわたる質問や意見がありました。とりわけ、統合後の通学や放課後児童クラブの在り方など、児童生徒の安全・安心の確保への強い願いや新しい学校になじめるかなど、保護者の方が様々な心配や不安を持たれていることを改めて実感いたしました。また、地域から学校がなくなることにより、今後地域コミュニティをどのように維持していくのかという課題をお持ちであるということも再認識したところであります。

教育委員会といたしましては、現時点で説明できる内容を丁寧に説明したことに加え、様々な観点からの個別具体的な御質問につきましては、今後庁内関係部署も出席する準備委員会において保護者、地域、学校、行政の役割分担を図りながら決定していきたい旨を

説明したところであります。

準備委員会につきましては、（仮称）賀茂川学園の設立に向けたものと大乘小学校の統合に向けたものがそれぞれ必要になると考え、準備委員会の目的や役割、組織する委員等を定めた2つの要綱案を8月24日に開催した教育委員会会議に提案し、議決をいただいたところであります。

今後におきましては、それぞれの準備委員会の委員の選定を進め、第1回目となる会議を11月までに開催し、協議の進捗状況を踏まえながら定期的に会議を開催してまいりたいと考えております。

準備委員会の会議においては、保護者や地域の方の要望や意見にしっかり耳を傾けていく姿勢を堅持しながら可能な限り心配や不安の解消に努め、御理解いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、樋門の管理のほうからですが、答弁にもありました、市民の方へ委託している施設が12か所とのことであります。現在、この12か所について特別大きな問題なく管理されているということよろしいでしょうか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 12か所の樋門の管理に関する御質問でございます。

樋門の管理につきましては、今御質問いただきました管理人にお願いしております箇所につきまして、現在毎年度委託契約を結んで管理をさせていただいているところでございます。この契約の下で操作などの内容につきましては、さらに詳しく共通のマニュアルを部で作成しまして、この内容を御理解いただきながら操作、管理をさせていただいているところでございます。あとは、各樋門で市内各地ございますけども、それぞれでいろんな特徴がございます。癖といいますかそういったようなものがございますして、そういったものについては各管理の方々の長年携わっていただいておりますけども、そういったときの蓄積された御経験、そういったものにも頼りながら適切に管理ができていくということ認識をしております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。



8番（堀越賢二君） 適切に管理をされているというところで、ただ答弁にもありました高齢化等々、市のほうで直営で管理をしていく状況もあるということもいただきました。

現在、この市民の方に委託をされ管理をされている樋門のゲートの開閉などの作業ですけれども、実際に地域の人を見るに至って、非常にその方の使命感というか、地域のため、竹原市のため、そういったような使命感を持って受けておられるというふうに感じます。そういった地域の方の崇高な精神によって、これ言い方が適切かどうかですが、おんぶにだっこというか、少しその現状に何か甘えているようなところはないのかなというふうには思いますが、そこで先ほども説明をいただきましたので、毎年度契約をされている、その都度チェックのほうはされていると思うのですけれども、各それぞれの管理の方の状況等も毎年状況が変わってきていると思いますので、その点について細かいところまでしっかりと行政のほうで把握をされているという認識でよろしいでしょうか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 管理人の方の意識といいますか、そういったものに関する御質問でございます。

管理人の方が操作していただいている、我々のほうから委託させていただいている樋門につきまして、その管理人の方々の選定の仕方というところでございます。まず、そういったところでございますけれども、地域の事情に精通されている方、もちろんその近くにお住まいの方から自治会ですとか水利組合などから御推薦とかいただきながら選ばせていただいているというところでございます。

議員御指摘のとおり、その方々の使命感ですとか地元に対する貢献といったようなところの意識の下で、献身的な御姿勢で日々もしくは異常時での対応ということで取り組まれているというふうな認識でございます。こうした中で、市長答弁でもございましたけれども、高齢化等の事情がございまして担い手の不在というようなところも実際出てきているようなところもございます。

こうした課題でございますけれども、管理人の方の負担軽減といったところはしっかりと市としても取り組まないといけないかなというふうに認識している次第でございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） そうですね、毎年管理される方も1つずつ年を取られるわけでありまして。先ほども、後継者不在となり市が直営でというような答弁もありました。

そういった中で、災害が発生をした場合においては、現在は気象レーダーといいますか、様々な正確な情報によって今後どういうふうな降雨状態になるか、または累加雨量がどれぐらいに現在なっているかというような詳細な状況が正確に把握できるような状況に最近はあると思います。

しかしながら、災害の度合いが大きくなった場合、災害が発生した場合、発生するおそれがある場合、そういったときには避難所の開設であったり、最近は早めの対応ということが言われておりますので、避難所の開設においても職員さんのほうがかなり手がかかるということもありますので、そういったような災害時のリスク管理の観点から見ても、現在の、この委託しているところだけではなくて、全体の状況が今どういうふうになっているのかといったところは見られているとは思いますが、改めて最近の災害の大規模化、そういったような観点から見て再確認をする必要があるのではないかというふうに思いますが、この件についてはいかがお考えでしょうか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆徳君） そういった異常時における職員の負担とか、そういったようなものをどう考えるのかというような御質問だと思いますけども、御指摘のとおり、災害が発生するもしくは災害が予想される場合には、職員にいろんな形で対応が求められるというところがございます。

ですので、災害が具体的に予想される場合には事前に、例えば雨が多いのかとか、例えば風が大変なのかというようなところの事前の想定というようなものをしっかり進めながら、あとはその管理人さんとかとの話でいえば、具体的な役割分担ですとか、事前にこういうことができるのではないですかというような再確認とか、そういったものが必要なというふうに考えております。いずれにしても、管理人の方々が管理している樋門につきましても、しっかり市としてもお手伝いできることはお手伝いすることで対応が必要かと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） リスク管理として、もう一点お聞きします。

それぞれの地域の地形の条件であったり降雨量、そして潮位等々を踏まえた上で、それを見ながら操作をする必要があるということで、その地域に精通した方といったような答弁もありましたが、それぞれの樋門においてマニュアルということでしたが、護岸の改修

であったり、もしそのマニュアルがある程度以前のものであれば、言えば樋門の周辺の状況も変わってきていることもあるかもしれないですし、そういうようなこともあるので、マニュアル自体がどういうふうなものなのかということも実際にはいま一度精査をしていく必要があるのではないかとこの件についてはいかがお考えでしょうか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 樋門の管理のマニュアル等に関する御質問でございます。

マニュアルにつきましては、先ほども御答弁いたしましたけども建設部のほうで作成したものがございますけども、実際のところを申し上げますと、過去はそういったようなきちんとしたものがなかったのが実情でございましたけども、種々制度的な変更もございまして、令和2年度に委託契約書の再整理と併せてマニュアルを整えたというところでございます。

この内容につきましては、施設の操作方法ですとか、あとは日常の点検方法、そういったようなもの、さらにはそもそもその施設がなぜ必要なのかというようなところの御説明も記載させていただいているところでございます。

これにつきましては全箇所共通的なものとして作成しております、先ほども御答弁しましたけども、それぞれの樋門においていろんな特徴があるということで、個々の箇所ごとの特性というものもございますけども、そういったものはマニュアルのほうについてはきちんとした形では反映できておりませんが、そういう個々のケース・バイ・ケースの対応がそれぞれの樋門であるというような視点も何らかの形で取り組んでいくというようなことも、今後の将来にわたって適正に管理するためにはというような視点では必要なのではなかろうかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） ありがとうございます。

令和2年度に再整備をされたということで、以前ではなくて直近でそういうふうなものが整備をされたというふうには思いますが、答弁にもありましたように、それぞれの地域特性に合わせたようなものも、よりしっかり整備をしていっていただきたいというふうに思います。

近年も大きい災害があり、全国各地で大きな被害が発生して貴い人命が失われたり、住

宅や家財など、そういったようなもので被害を受けられた方がたくさんおられます。非常に最近の災害は、局地的な被害もありますけれども、広域で発生をしているといったような状況もあります。それぞれの、竹原市においても各地域での対応が非常に大切になってくるのではないかというふうに思います。

これは、樋門ゲートの開閉の管理者ということだけではなくて、災害の大規模化になっていくといったようなことも想定に入れた、地域ぐるみでそういうふうなリスク管理、リスクの分散といったようなものをしていく必要が、これは今日だけではなくて随分前から言われていることではありますけれども、やはり地域ぐるみでしっかりとした備えの準備をしていく必要が非常に重要ではないかというふうに考えております。

先ほども部長答弁にありましたように、これは将来にわたりずっと続いていく樋門の管理ということでもありますから、あらゆる状況を想定しておかなければいけないというふうに思います。想定外だったから防げなかったというようなことが絶対にないように、全てが想定内で行われるようなものにしていく準備はしっかりとしていく必要があるかというふうに思います。

全ての樋門を整備して、人の手を介さずにでもきちんとできるようなものにしていくというようなことは、なかなか現実的にはすぐすぐ難しいことだというふうには思っております。ただ、現在の市民の方に委託をしている管理者の方だけでその周辺の管理というものではなくて、災害時には地域の、例えば消防団であったり自治会などの住民組織の方にも何か協力をしていただけるような協力体制、責任の所在がどこにあるのか、どうするのか、実際誰がするのかといったような細かいところはまだまだ整備していかなくてはいけないところもありますけれども、考えの一つとして、災害が発生した場合には柔軟に対応できるような体制を地域で準備をしていく必要があるというふうに思います。

各地で発生する災害は、地域によって、竹原市の市内においても状況が違います。そういった中で、地域特性のある、そういったようなゲートの管理、樋門の管理ということ、少し今の現状だけではなくて、様々な問題点を想定しながら、ただ検討していく時期に来ていると思います。現在まだまだ台風のシーズンではありますけれども、でき得れば、災害が発生してからという対応はできないので、災害が発生していない平時においてしっかりと準備をしていく、こういったようなことが時期として来ている、しておかなければならない時期にあらうかと思いますが、この点については地域で守っていくという、この考えはいかがでしょうか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 地域ぐるみでの備えの必要性というようなところで御質問をいただいております。

議員御指摘のとおり、今年もニュースで見ますと、様々、非常に甚大な災害が全国各地で発生しているところがございます、こういったものも見聞きしておりますと、災害の大規模化というのはまさに現実として捉えていかないといけないというふうに考えております。ですので、それぞれ具体的な対応を検討する必要は間違いなくあるというふうに考えております。

今のその管理人の方のことでございますけども、一個人の方に今現在お願いしていると、その方々の使命感というものにも頼りながらお願いしているというところがございます。ですので、まずはハード的な整備ということで、市長の答弁でもございましたけども、施設自体を改善し、管理作業のために必要な業務を軽減するというようなところの視点で説明の対応が必要なところはございます。こうしたハード面の検討に加えまして、やはり個人で作業をされていると、中には御親族で携わられているという方々もおられますけども、個人で対応されているということがございますので、そういった事情も何らかの事情が発生することも想定されます。そういったもので、体制的な側面が必要なのではなかろうかということでございますけども、やはり先ほども御指摘もありますけども、地域のほうでの何らかの組織、そういったものであれば継続的な仕組みということで捉えることができるかと思っておりますけども、そういったもののバックアップ体制というものが望ましいのかなというふうにも考えます。そういったものの運用面での具体的な検討というものが必要なのかなというふうにも考えております。

ただし、ある組織にお願いするというようなことになりましたと、それがまた新しい方々への仕事になるということでの既存の現在の業務、お仕事との兼ね合いというものも調整しないとまいりませんし、あとは異常時での操作ということも出てくる可能性もありますので、そういったものの安全確保といったところの視点も踏まえながら検討が必要かなと思っておりますけども、様々検討していかないといけないかなというふうには考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） もう既に考える時期に来ていると思っておりますので、先ほど言われましたように、様々なクリアしていかなければならないこともたくさんあるのも理解をしてお

ります。しかしながら、それほど大きな費用をかけなくても行政負担ができるだけ少ない中で持続的に管理をしていけるのか、地域の特性に合った、地域で地域を守っていく、そういったようなところをやはり、このゲートの問題だけではなくて、これは見守りであったりとかそういったようなところにも全部つながってくるところでありますので、それぞれの地域が住みよい地域であり続けるためには、やはり地域の人そういったような行動できる人、行動しやすい方をお願いをして地域を守っていくといったような考えが今後必要になってくると思いますので、運用面含めて、今後しっかりとハード面も併せてそういったような中身、ソフトの部分もしっかり検討をしていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして竹原市立学校適正配置計画のほうでありますけれども、まだの段階ではありますけれども、今後準備委員会で様々な協議をされるということが予想されますけれども、この準備委員会の委員の方の構成、こちらのほうを改めてお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 準備委員会の委員の構成という御質問でございますが、この準備委員会につきましては冒頭の教育長の答弁にもございましたとおり、（仮称）賀茂川学園設立のための準備委員会と大乘小学校統合のための準備委員会、この2つの準備委員会の設置を考えているところでございます。その両方の委員会の委員につきましては、PTAの役員の代表の方、あと地域の代表の方、関係する学校の校長、学校運営協議会の委員、市長部局の行政担当者、それと教育次長、その他教育長が認める者で組織することとし、それぞれの立場から意見をいただきながら協議を図ってまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） そうですね、この準備委員会の委員構成といったようなものが、地域の意見を吸い上げる、いろんな多様な意見が出てくるもので、そこでしっかり協議をしていく場になろうかと思えます。

午前中の先輩議員のほうからもありましたけれども、やはり今まさに子供、児童を通わせている保護者の方、そして学校の周辺の地域の人として児童たち、生徒たちをしっかりとサポートしていただいている地域の方、そういった幅広い、性別を問わず、年齢を問わ

ず、広く委員の方から意見を集めていただいて、よりベストな方向で準備委員会を進めていただきたいというふうに思いますので。また、いろんな意見が出ると思うのですよね。住民説明会においても非常に様々な意見が出ました。

中身としたら、通学のことであったり、地域の歴史や文化をどう今までのように授業に生かしていくのか、そういうものが生かされていくのか、この準備委員会を実際に、具体的にどのような会議体というか、やり方で進めていくのか、またその中に教育委員会が入っているということですが、準備委員会の中での教育委員会としての立ち位置がどういったようなものなのかを教えてください。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 準備委員会を具体的にどのように進めていくのか、また教育委員会の立ち位置はという2つの御質問をいただきました。

まず、準備委員会の具体的な検討方法については、検討項目によっていろいろあろうと考えております。

例えば、通学のことに关しましては、まずは保護者の方の要望をお聞きして、その要望を、もちろん財政調整とか必要になりますのでそういったところで庁内協議を行い、その庁内協議に基づいて素案をまずは教育委員会のほうで考えていく。そして、その素案を準備委員会のほうへ提示して検討していただこうと思っております。その検討については、それぞれPTAの代表とか地域の代表の方が出ていらっしゃると思いますので、それぞれのPTAの組織、地域へ、またその検討をそこでやっていただくということもあろうと思います。そうした検討の結果、また素案に対して意見が出た場合につきましては、その意見をまた市に持ち帰って協議を行っていく。庁内の協議の結果、案を見直す必要があると判断した場合は、また案を見直して提案をしていく。それに対して意見がある程度なくなるまで繰り返していくというのですか、そういった形の検討になるかなということを想定しております。

それと、授業、カリキュラムについては、そこは準備委員会の専門部会を立ち上げることができると、そのようにしております。授業、カリキュラムについては教育に関する高度な知識が必要ということもございますので、関係する学校の教員の方、また教育委員会の教育指導担当のほうで専門部会を組織して、そこでしっかり検討した内容を準備委員会に提案をして意見をいただきながら調整を図っていく、そういったことを想定しているところでございます。

ただし、準備委員会の進め方につきましては、こうしたやり方を基本にと考えておりますが、しっかり検討がスムーズに進むことが重要ということもございますので、見直しが必要な場合はその都度見直しを行いながらこの準備委員会を進めてまいりたいと、そのように考えております。

それと、教育委員会の立ち位置はということでございますが、基本的には市民起点、市民の目線に立って物事を判断し、いろいろ考えていこうと、そのように考えております。ただ、財政的な制約とかも想定されますので、そこら辺は準備委員会のほうとしっかり胸襟を開いて話し合いながら検討を進めて、理解を求めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） 様々なものに関して繰り返し、よりベストを目指すためにやっていくということ、そして何より教育委員会としては市民目線で基本進めていくといったようなところ、非常にうれしく思うというか、非常に大事なところであります。

これは説明会で個人的に感じたことなのですけれども、やはり説明会だどうしてもまだはっきり確定でないところへ答えられる部分と答えられない部分があって、その中でも答えられる範囲の中で答えていくという、そのやり取りを見ていると、私自身も少し質問に合っていない答弁でもこれは仕方ないなと思うところもありましたし、逆に少しそれは今回の適正配置の計画とは違った質問なのだなというふうなところも感じました。

ただ、その説明においてはどうしても教育委員会としての説明という意味合いが、多分保護者や地域の方も、対教育委員会ではないのですが、少しけんか腰と言ったら言い方が悪いのですが、そういったようなところも少し感じたところも個人的にありましたが、教育委員会として市民目線でということを知って、安心を少しいたしました。

市民の方も、そういったようなところで何か教育委員会から言われたことを進めていくのだというような変な誤解がないように、先ほど言われたように市民目線に立って進めていただきたいと思います。

その準備委員会なのですけれども、まずは1回目を11月に開催をしたいというところで答弁いただきましたが、先ほどの内容を見ると結構な頻度で開催をするのかなといったようなイメージも持ちましたが、どれぐらいの会議体が開催されるのか、どれぐらいの頻度で開催を予定されているのか、これは出てくる問題点によっても随分変わってくるもの



なのかなとは思いますが、適宜要望に応じて開催をされるといったようなスケジュールリングと申しますか、そういうふうなものを予定しているかどうかお伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 今後の準備委員会の開催についてでございますが、現在、開催の想定につきましては、これまで忠海地区、吉名地区で答弁して、それぞれ準備委員会等立ち上げて検討してきたというのが、大体2か月に1回程度というようなところでございました。そういったことも踏まえて、今回基本的には1か月半に1回もしくは2か月に1回、そういった程度かなというふうに考えておりますが、先ほど答弁申し上げましたように、準備委員会をして庁内協議も必要となつてまいります。庁内協議の期間とか状況によっては間が空かざるを得ないという状況が発生することも想定されますし、また適正配置計画の中ではスケジュールを示しておりますが、そのスケジュールに対して検討が進んでない場合は1か月に1回とか、もっともっと検討する機会を多く増やさなければならぬということも想定されると、そのように考えております。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） しっかりとした議論、問題解決のための議論がされる場を適宜開催ということで、日々の業務もありますけれども、非常に時間が限られておりますので、市民の皆さん、保護者の皆さんも、もやもやしているところがオープンになって問題解決していけば随分変わってくると思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

そして、現段階での計画の中では、大乘小学校の統合先は竹原小学校というふうに現在なっておりますけれども、この統合先といったような学校も、全ての保護者の方が、現段階で保護者の方の意向に沿った先が竹原小学校ではないというふうに思います。計画の中で出てきたものが竹原小学校に統合といったようなところだと思いますけれども、実は開催されました地域での説明会、大乘においては当初1時間の予定が2時間、非常に様々な意見が出される中で、会議が終わった後にも保護者の方、地域の方からいろんなお話を伺いまして、統合される予定の竹原小学校でなくて、忠海学園のほうに行くのは何かもういけないのですかね、そういうふうなお話もありました。

様々な、これは準備委員会ができてその場で協議されることなのかもしれませんけれども、現時点で未就学児の保護者も含め、今後小学校に入られる、保護者の方も含めて意向調査をするべきなのかなというふうに思います。それをもって全てというわけではありませんけれども、最初に計画のあったものでなくて、意見として全然違う方向性のものが出

てくるかもしれませんので、現の小学校の保護者だけではなくて、今後の、言えば大乘小学校に入学を予定されている保護者の方に意向調査をするといったようなものはいかがでしょうか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 意向調査を行うのかどうかということでございますが、この適正配置計画で示しました統廃合の形、イメージにつきましては、市立学校適正配置懇話会答申に基づいて決めたものでございます。大乘小を卒業した児童の進学先である中学校が竹原中学校になっているということから大乘小学校の統合先を竹原小学校としているというものでございます。

このことにつきましては、適正配置計画策定時のパブリックコメントにおいて、統合先について、忠海がいい、要望するという、そういった御意見も特にありませんでしたので、保護者の御意向につきましては特に問題がないと、そのように認識しておりましたが、今後準備委員会のほうで意向調査等を求める意見が出た場合は、教育委員会会議の中でもその必要性を検討しながら判断してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） 私もイメージとして、中学校は竹中に行くから竹小みたいな考えだったのでですけど、よく考えれば、今のそこへ通わず家庭の環境にもありますし、様々な状況があるので、一概に竹小に行くといったようなものでなくて、今こういうことが土俵に上がってきて話をしていく中で出てきている問題といいますか、保護者の方からの意見といったようなことも当初の答申にあったようなもの、またいろんなアンケートにあったようなものでないものも出てくるというふうに思いますし、実際に出てきている部分もありますので、その結果どうであるかは分かりませんが、今後の準備委員会において、そういう声が大きくなったということであれば、今のスポーツに関しても、大乘は忠海の地域とのスポーツ、ジュニアバレーボールを一緒にしてたりとかというものもありますので、そういう今までの計画とは少し違うようなところも意見を吸い上げていく、そうかといって人それぞれがそれぞれ行きたいところに行っていきたいということにはならないとは現段階では思いますので、大きな意見として、そこは集めていく必要があるのかなというふうに思います。自由度が膨らめば一番いいのですけれども、今の状況の中でできることを検討していただきたい、準備委員会の中で協議していただきたいというふうに思いま

す。

そして、今後準備委員会で様々なことが、今言ったようなことが上がってくるのか、実際に通わせている保護者のほうからもっと踏み込んだ話が出てきて、地域は北部、大乘と違いますけれども、違うところの意見が他方の考えるきっかけになるといったようなことも出てくると思いますので、それぞれ北部、大乘と分離せず、出てきた問題点というのは共有をして、よりよい形に進めていく必要があると思いますが、それらの出てきた情報などを集約して皆さんが理解をしていくというか、周知するための方法はどのように考えていますでしょうか。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 準備委員会等で協議した内容の周知という御質問でございますが、準備委員会を開催し協議した内容、また決定した事項等がございましたら、地域の代表の方は地域に持ち帰っていただき、またPTAの代表の方はPTAに持ち帰っていただいて、それぞれ検討や周知をしていただくことがまず必要があるかなと、そのように考えております。

また、それより多くの方にもっと周知をするため、準備委員会だより、この準備委員会の中で協議された内容等、そういった連絡板みたいなものを作ってそれをホームページに掲載したり、回覧板機能というのですか、回覧をしていただいて皆さんに見ていただく。そうすることによって各準備委員会で協議検討された内容が皆様のほうに周知される、そういったことができるように取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

議長（大川弘雄君） 8番堀越議員。

8番（堀越賢二君） ぜひ情報の共有、そういったようなものを周知していきたいと思えますし、要望があればホームページの掲載等もあれですけど、もっと見やすいようなデジタルでの情報提供といったようなこともしっかり検討していただきたいというふうに思います。

まずは準備委員会の中での問題点を精査しながら、それぞれ庁内で検討をしていき進めていくといったようなところですが、教育委員会としては、やはり先ほども次長答弁にありました、市民目線でしっかり会議をしていく、そういう立ち位置であるというふうに答弁いただきましたので、しっかりと柔軟に対応していただきたいというふうに思います。それぞれの地域で、もう差し迫って計画の、北部は少し延びましたけれども、やはりある程度のゴールといったようなものに向けての作業になってくるのだというふうに思

います。そういった中で、そういうものを目の当たりにしたところで、いろんな意見がまた新しく出てきたところもあります。

先ほどの大乗の説明会では、早ければ近年、実数でいうと令和7年度には新入学生の人数によっては大乗は完全複式になる、それを知らない方もおられて会場内が少しどよめいたといいますか、たくさんいた、にぎわいのある大乗小学校というイメージがもう現実的にそういうものではないのですよというのを突きつけられたときに、地域としてどう子供たちと関わって行って、子供たちを地域で育てていくか、まさに今そこが後ればせながらではありますけれども、新たな統合に向けた動きというものが出てきています。

大乗小学校においても、来月、スポーツ交流会、地域交流センターの方が中心となって学校と一緒にスポーツ交流会、そういったようなものも企画をして交流センター祭りなども年度末とかでなくて、一応予定としては来月あたり、そういったようなものも地域として、これから学校が統廃合によってなくなってからもどうやって地域の子供たちと向き合っていくかというのを今模索しています。

そういったような皆さんの、やはり基本的には私は地域の思いというよりは子供が、児童や生徒がどのような学びの場で学んでいくか、とにかく子供、児童生徒ファーストで考えていく中でも、やはりありました市民目線に立った、地域の気持ちを酌み取りながら支えていくといったようなことが、今後の準備委員会での非常に多忙な会議体の中での出てくる様々な問題点を解決していただくために、しっかりとその情報をみんなと共有しながら、よりよい形に進めていっていただきたいというふうに強く願っております。

そこにはやはり、今までこうだったから、忠海、吉名の学校の統合、そういったようなこともありましたが、それは経験値として取って、またそれはそれで大事にしながら、新しく柔軟な考えを持って対応してほしいというふうに思いますが、その柔軟に対応していくといったようなところ、市民目線で対応していくといったところでどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 今後の取組を柔軟にということでございます。

冒頭の教育長の答弁にもございましたように、説明会におきましては多様な意見なり要望なりがございました。とりわけ、保護者の方が様々な心配や不安を持たれていること、また学校統合後において地域コミュニティの維持をどうしていくのか、そういった地域の課題、地域として課題をお持ちであるということのを再認識しているところでございます。

今後の準備委員会におきましては、議員おっしゃられるとおり、説明会で出た以上にまだまだ多様な意見とか具体的な要望とかが想定されると考えております。そういった中で、より合意形成を図っていくことを含めまして、議論が散在することを防ぎ、実効ある議論としていくために大切なことは、学校適正配置の第一義は何かということを正しく理解していただく、それが非常に重要ではないかと、そのように考えております。

議員もおっしゃったように、この学校適正配置の取組の第一義といたしましては、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的または目標をよりよく実現するために実施すると、これについては文科省が出している手引のほうにもしっかり書かれているところがございます。こうした共通認識に立っていただくことが非常に重要ではないかと、そのように考えております。

教育委員会といたしましては、財政的な制約等もあって現時点でどこまで御要望にお応えできるのか、そこら辺を約束はできないところはあるのですが、先ほど答弁申し上げましたように、しっかり市民目線に立って考えながら、可能な限り保護者の皆様、また地域の皆様のお声にしっかり耳を傾けて理解していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 以上をもって8番堀越賢二議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、9月12日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後1時55分 散会